

消防団通信

Vol.011
2026.02.発行

【春の全国火災予防運動】

令和8年3月1日(日) ~ 3月7日(土)

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

火災が起こりやすい季節を前に、防火意識を高め、尊い命と大切な財産を火災から守りましょう。

期間中は、住宅用火災警報器の点検や火の元の確認など、身近な防火対策にご協力をお願いします。

住宅
防火

いのちを守る

10のポイント

4つの習慣



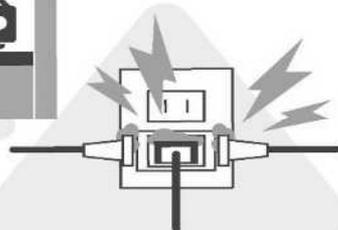
1 寝たばこは絶対しない、させない



2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

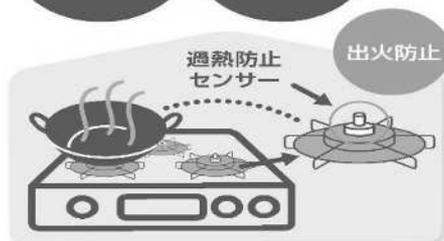


3 こんろを使うときは火のそばを離れない

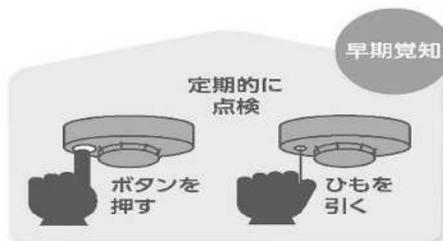


4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



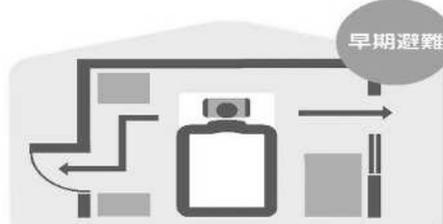
2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

消防団員
募集しています！

あなたの
トクイを
かしてください

基本団員

すべての活動において主力となる団員で、どなたでも入団していただくことができます。

30歳未満で入団した方は、33歳を目途に。30歳を超えて入団した方は、数年間の任期を更新しながら活動します。

救護、喇叭、企画広報を併任することで、消火活動以外にも携わることができます。

非常団員

火災や災害などの非常時とそれにかかわる訓練にのみ活動します。

希望に応じて、基本団員と同様に特科部を併任することができます。

特認団員

非常出動に加え、広報活動や詰所管理、各種行事の運営など、可能な範囲で基本団員をサポートします。

特任団員も特科部を併任することができます。

特科団員

特科部に所属し、それぞれの機能に専属して活動します。

複数の特科部に所属（または非常団員と併任）することも可能です。

【特科機能】

救護、喇叭、企画広報、教導があり、消防の知識がなくても、専門分野で特技や興味を活かして活動することができます。

消火技術はもとより、救命講習の受講や水防技術の取得など、自分自身のスキルアップにつながります。

また、特技や興味に特化した活動もあり、幅広い世代とのつながりが生まれ、この地域で生きるための仲間づくりにもなります。

そして、活動に対しては報酬が支給されます。この報酬は、個人支給となっており、団員に直接支給される仕組みになっています。

まずは、お気軽にお近くの消防団員、または松川町役場 総務課 危機管理防災係までお声がけください。

変わっていきます！ 松川町消防団

松川町消防団あり方検討委員会より、町長に中間提言が提出されました。この提言を受けて、消防団は組織を改編し令和8年度から試行を開始します。

【団員区分が細分化】

従来の団員区分は、通常の団員と有事の際にのみ活動する機能別団員の2つでしたが、下記の4つに細分化します。

団員区分	法令区分	活動内容	年額報酬
基本団員	団員	全ての活動	36,500円
特認団員		一部訓練を免除	
非常団員	機能別団員	非常時およびその訓練のみの活動	18,000円
特科団員		特科機能に係る活動	

【入団区分が拡大】

団員区分の細分化に加えて入団等の運用を変更することで、活動可能対象者の間口を拡大し、消防力を維持します。

入団区分	対象	所属可能団員区分
基本団員 (～30歳)	運用上の33歳退団を見据え、30歳未満の町内在住者を対象	基本団員として入団 特科併任が可能
基本団員 (30歳～)	30歳を超える町内在住者を対象とし、上記33歳を超えても数年の任期を更新しながら活動	
経験者入団	機能別団員および消防団経験者 を対象	全ての区分に所属が可能 特科併任が可能
特科団員	全ての町内在住者 を対象	教導部以外の特科団員として入団 複数の特科併任が可能

【2つの特科機能を追加】

一部分に特化した部局を設けることで、消防経験や年齢を問わず、広く団員を募集するとともに、多様化するニーズや災害に対応します。

特科区分	活動内容	併任可能団員区分
救護部	現場での救護活動を想定して、総合訓練や定期訓練にて救護訓練を実施	基本団員、特認団員 非常団員、特科団員
喇叭部	信号喇叭、式典喇叭を中心に各種事業で吹奏 総合訓練や定期訓練にて訓練を実施	
企画広報部	消防団通信、月例広報活動、団員確保PR等の 戦略活動を実施	
教導部	訓練内容の作成や礼式訓練、各種活動での指 導等を実施	特認団員、非常団員 特科団員

活動の紹介

【1月17日(土) 高森町消防団合同訓練】

町を越えて応援出動をした場合の伝達、連絡を確認しました。



【発行】松川町消防団（事務局：松川町役場総務課危機管理防災係）
TEL：0265-36-7021（直通） FAX：0265-36-5091
E-mail：kikikanri@town.matsukawa.lg.jp

令和8年1月1日から

＜飯田広域消防本部からのお知らせ＞



minami
shinsyu

林野火災注意報を創設、火災警報が変わりました

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、国はこのような大規模林野火災を未然に防ぐため、火災予防条例の一部を改正する通知を发出了しました。

これにより当地域の南信州広域連合火災予防条例を改正、令和8年1月1日より施行します。

主な改正点は、林野火災注意報が新たに設けられたほか、火災警報がより効果的に運用できるように、発令基準が見直されました。

！ 注意点 ！

降雨のない日が続いて空気が乾燥している時に、「林野火災注意報」を発令する場合があります。また、さらに強風注意報が発表される等、火災が発生しやすく、火災が発生した場合に広い範囲に延焼する危険性が著しく高まった場合には、「火災警報」が発令されます。

林野火災注意報の発令中については、たき火、火入れ等は控えてください。
火災警報の発令中は、たき火・火入れ等が禁止され、これに違反した場合は、30万円以下の罰金または拘留に処される場合があります。（消防法第22条、44条）

火災警報の発令中に禁止される行為等は以下のとおりです。

- ▶山林、原野等における火入れ ▶煙火(花火)の消費(使用) ▶屋外における火遊び、たき火
- ▶屋外における、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近での喫煙
- ▶山林、原野等の場所で、指定した区域内における喫煙
- ▶残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること

詳しい情報は、飯田広域消防ホームページからご確認ください。

飯田広域消防本部

検索

スマホの方はこちらから →

